

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【事業年度】	第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)
【会社名】	株式会社ジー・テイスト
【英訳名】	G . t a s t e C o . , L t d
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本英雄
【本店の所在の場所】	仙台市宮城野区榴岡二丁目2番10号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	022(762)8540
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 稲角好宣
【最寄りの連絡場所】	名古屋市北区黒川本通二丁目46番地
【電話番号】	052(910)1729
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 稲角好宣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)					23,737,497
経常利益 (千円)					832,192
当期純利益 (千円)					659,442
包括利益 (千円)					659,442
純資産額 (千円)					8,725,182
総資産額 (千円)					19,255,623
1株当たり純資産額 (円)					51.82
1株当たり当期純利益金額 (円)					4.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)					3.30
自己資本比率 (%)					45.3
自己資本利益率 (%)					9.7
株価収益率 (倍)					18.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)					1,452,762
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)					739,293
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)					360,593
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)					2,760,914
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	()	()	()	()	743 (2,054)

(注) 1. 第55期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (千円)	16,299,407	17,693,977	16,901,523	15,503,770	8,313,240
経常利益 (千円)	468,301	25,238	1,120,630	730,063	785,953
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	612,614	2,188,130	794,645	127,973	689,300
持分法を適用した場合 の投資利益又は 投資損失() (千円)		133	31,348	2,997	
資本金 (千円)	1,274,628	1,634,628	1,785,195	1,785,195	100,000
発行済株式総数 (千株)	53,100	65,792	74,364	74,364	168,369
純資産額 (千円)	5,440,046	3,646,723	4,741,338	4,869,285	8,755,039
総資産額 (千円)	12,136,956	11,371,044	11,259,119	10,024,957	19,033,824
1株当たり純資産額 (円)	102.45	55.41	63.76	65.48	52.00
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	1.50 ()	()	()	()	0.50 ()
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額() (円)	14.02	36.26	11.55	1.72	5.03
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)			10.34	1.69	3.44
自己資本比率 (%)	44.8	32.1	42.1	48.6	46.0
自己資本利益率 (%)	12.2	48.2	19.0	2.7	10.1
株価収益率 (倍)			3.8	30.2	17.5
配当性向 (%)					9.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	374,197	527,188	1,485,458	775,976	
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	905,964	393,362	465,248	98,586	
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	259,162	1,060,642	773,412	1,098,871	
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	276,844	611,484	1,788,778	1,367,297	
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	495 (1,297)	499 (1,392)	445 (1,318)	403 (1,266)	743 (2,054)

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第51期及び第52期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第51期において、子会社であった株式会社グローバルアクトを平成21年8月1日付にて吸収合併しております。
4. 第52期において、兄弟会社であったフード インクルーヴ株式会社を平成22年7月1日付にて吸収合併しております。
5. 第53期から専売契約料収入、不動産賃貸料収入及び不動産賃貸原価について表示方法の変更を行っており、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。当該表示方法の変更は遡及適用され、第51期及び第52期については遡及修正後の数値を記載しております。
6. 第51期及び第52期において、株価収益率及び配当性向は当期純損失のため記載しておりません。

7. 第55期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

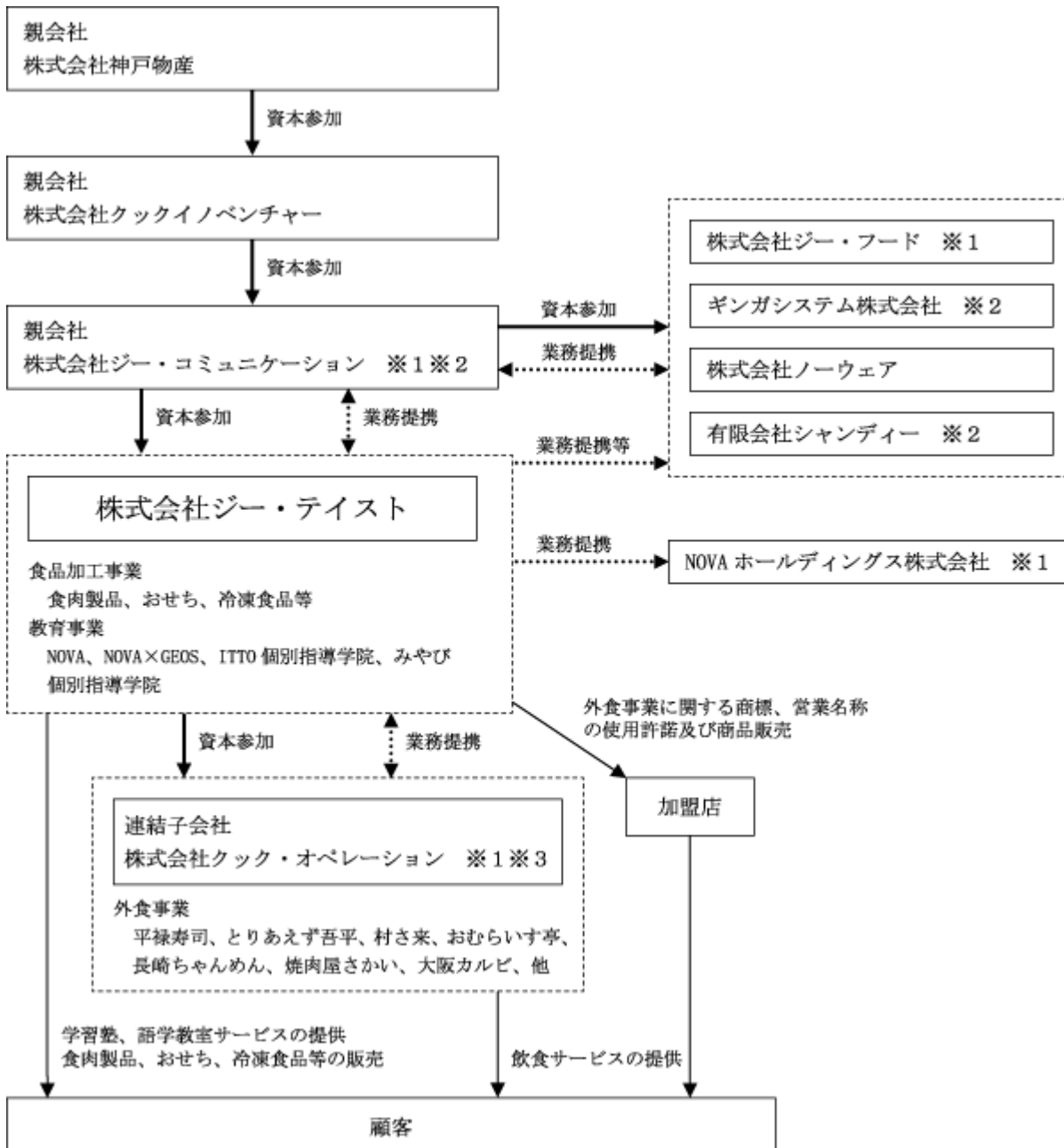
年月	事項
昭和34年11月	仙台市名掛丁（現青葉区）に株式会社教育用品センターを設立
昭和35年1月	仙台市元寺小路（現宮城野区）に本社を移転
昭和48年9月	商号を株式会社元禄に変更
昭和48年10月	仙台市旭ヶ丘（現青葉区）に本社を移転
昭和56年2月	元禄産業株式会社（本社：大阪府東大阪市）と商標、営業名称の「専用使用許諾契約」を締結
昭和61年4月	仙台市大和町（現若林区）に本社を移転
平成元年2月	子会社株式会社オレンジファイナンスを設立
平成元年3月	子会社株式会社オレンジファイナンスに寿司部門を営業譲渡 同時に、商号を当社は株式会社オレンジファイナンス、子会社は株式会社元禄と変更
平成3年9月	子会社株式会社元禄を吸収合併、同時に商号変更し当社が株式会社元禄に変更
平成3年12月	仙台市青葉区本町二丁目1番29号に本社を移転
平成8年11月	新商標「平禄寿司・シンボルマーク」に切替開始（平成9年2月全店切替完了）
平成9年2月	元禄産業株式会社との商標、営業名称の「専用使用許諾契約」の契約満了
平成9年4月	商号を平禄株式会社に変更
平成13年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年7月	株式会社ジー・コミュニケーション（本社：名古屋市北区）と「資本業務提携契約」を締結
平成17年8月	株式会社ゼクーの破産管財人より、営業の一部（郊外型居酒屋「とりあえず吾平」）を譲受け
平成17年10月	商号を株式会社ジー・テイストに変更
平成18年4月	仙台市若林区に本社を移転
平成18年6月	新日本プロレスリング株式会社とアントニオ猪木氏に係る「肖像権等使用許諾契約」を締結
平成18年10月	株式会社江戸沢（株式会社グローバルアクト）を子会社化
平成19年5月	子会社株式会社グローバルアクトより、営業の一部（ちゃんこ江戸沢15店舗）を譲受け
平成19年5月	子会社株式会社グローバルアクトの非子会社化
平成20年6月	株式会社グローバルアクトより北関東地方の一部（小樽食堂2店舗、ちゃんこ江戸沢2店舗）を譲受け
平成21年4月	株式会社グローバルアクトを子会社化
平成21年8月	子会社株式会社グローバルアクトを吸収合併
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場（現 東京証券取引所JASDAQ市場）（スタンダード）に上場
平成22年7月	フード インクルーヴ株式会社を吸収合併
平成23年9月	仙台市宮城野区に本社を移転
平成23年10月	営業の一部（「益益」事業）を譲渡
平成25年2月	当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションが実施した第三者割当増資の引受により、株式会社クックイノベンチャーは、議決権総数68.2%を取得し、株式会社フーディーズに代わり、当社の親会社となる。
平成25年5月	株式会社神戸物産が、当社の親会社である株式会社クックイノベンチャーを連結子会社とする事を決定したことにより、当社の親会社となる。
平成25年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の市場統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）に上場
平成25年8月	株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの共同新設分割により、子会社株式会社クック・オペレーションを設立
平成25年8月	株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいを吸収合併

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、親会社である株式会社神戸物産、株式会社クックイノベーション及び株式会社ジー・コミュニケーション、子会社である株式会社クック・オペレーションより構成されており、親会社の株式会社ジー・コミュニケーションの傘下には外食を運営する企業やIT関連などの複数の企業群が存在しております。当社及び子会社の株式会社クック・オペレーションは、外食事業として、寿司業態の「平禄寿司」「仙台平禄」、居酒屋業態の「とりあえず吾平」「村さ来」「ちゃんこ江戸沢」、焼肉業態の「炭火焼肉屋さかい」「焼肉屋さかい」、ファーストフード業態の「おむらいす亭」「長崎ちゃんめん」等の営業名称にてチェーン店の展開をいたしております。また、同名にて営業を行っているフランチャイズ加盟店への商品販売も行っております。

【事業系統図】

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- 1 業務提携契約を締結しております。
- 2 取引先であります。
- 3 出資先会社であります。

【ジー・コミュニケーショングループにおける企業集団一覧】

株式会社ジー・フード 高粒舎、小樽食堂、鈴の屋、旗籠家、まるさ水産を中心とする多業態の直営及びFC展開
 ギンガシステム株式会社 ソフトウェア、POSレジ・ASPの開発・販売・コンサルティング
 株式会社ノーウェア 「デイサービスセンター なご家」の直営展開を中心とする高齢者介護事業の運営

有限会社シャンディー 酒類の卸売り販売

4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ジー・コミュニケー ション (注2)	名古屋市北区	10,000	グループホー ルディング会 社、コンサル ティング業	被所有 46.00	資金の援助 経営指導 役員の兼務
(親会社) 株式会社クックイノベーション (注1、2)	兵庫県加古郡	5,500	グループホー ルディング会 社	被所有 (46.00)	経営指導 役員の兼務
(親会社) 株式会社神戸物産 (注3)	兵庫県加古郡	64,000	業務用食材等 の製造、卸売 及び小売業	被所有 16.55 (46.00)	資金の援助
(連結子会社) 株式会社クック・オペレーション (注4、5)	名古屋市北区	50,000	外食店舗の運 営	100.0	外食店舗運営の指導 役員の兼務

(注) 1. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の()内は、間接被所有割合であります。

2. 親会社の持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため親会社としております。

3. 株式会社神戸物産は、平成25年5月21日付で、同社が議決権の保有割合で18.9%を出資する株式会社クックイノベーションについて、平成25年10月期第2四半期より連結子会社として連結の範囲に含めることを開示いたしました。これにより、同日付で株式会社神戸物産は当社の親会社に該当することとなりました。

なお、株式会社神戸物産は、有価証券報告書提出会社であります。

4. 特定子会社であります。

5. 株式会社クック・オペレーションについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

売上高	16,323,783千円
経常利益	46,238千円
当期純損失	29,857千円
純資産額	270,142千円
総資産額	650,864千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
外食事業	552	(1,948)
その他	167	(98)
全社(共通)	24	(8)
合計	743	(2,054)

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
743(2,054)	37.0	6.3	3,821,557

セグメントの名称	従業員数(人)	
外食事業	552	(1,948)
その他	167	(98)
全社(共通)	24	(8)
合計	743	(2,054)

- (注) 1. 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 連結子会社である㈱クック・オペレーションの全従業員(臨時雇用者含む。)が当社の出向者となるため、提出会社の従業員数には、出向者を含めて記載しております。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
5. 従業員数が前事業年度末に比べ340名増加したのは、合併によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との対比の記載はしておりません。

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、欧米経済の回復基調と政府による経済・金融政策等の効果に加え、円安の進行及び国内株式市場の好況もあり、企業収益や個人消費に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調となりましたが、停滞感を見せる中国経済や、消費税増税による消費低迷への懸念等、先行きは依然として不透明な状況となっております。

外食産業におきましては、景気回復への期待感から一部の業態には改善の傾向が見られたものの、原材料価格の高騰、水道光熱費の上昇、消費税増税による個人の消費マインド減退への懸念もあり、顧客確保に向けた企業間の競争は一層厳しくなる等、取巻く経営環境は引き続き厳しい状況となっております。

このような環境の下、当社といたしましては、第2四半期連結会計期間において実施をいたしました吸収合併により、管理部門の統合による業務効率化とコスト削減や、仕入・物流機能の強化により安定した原価率での管理強化、店舗オペレーションの効率化を行い営業改善に努めてまいりました。

外食店舗においては、40周年を迎えた居酒屋業態の「村さ来」では、「生中40円セール」や「耐ハイ40円セール」等の記念イベントを実施し、その他の各種業態においても季節毎の旬の食材を使ったフェアメニュー等、お客様にとって飽きのこない店舗づくりを行ってまいりました。主軸となるグランドメニューについては、競合他社との差別化を図るため、鶏料理居酒屋では全国の有名鶏料理を充実させ、焼肉業態では店舗メイキングによる希少部位のメニュー化、おむらिस業態では16雑穀を導入し「健康」をテーマとしたメニューを考案する等、各業態毎にそれぞれ工夫を凝らしたメニューのブラッシュアップを実施いたしました。

さらには、飼料の育成から、肥育、加工まで一元管理された安心、安全な国産牛を一頭買いし、熟成にこだわった牛肉と国産銘柄鶏料理を食べ放題とした「国産牛しゃぶしゃぶ・鶏料理稲美」や、お肉のしゃぶしゃぶ食べ放題の他に海鮮しゃぶしゃぶ、80種以上のお寿司を食べ放題とし、幅広い年齢層の方々の多様なニーズを想定した「平禄三昧」、「Green's K 鉄板ビュッフェ」への加盟による門真店の取得等、食べ放題業態への取り組みや、不採算店舗の整理と既存業態への転換を進めるとともに、ショッピングセンター内併設のフードコートへの新規出店を進め、経営の効率化と業績向上に取り組んでまいりました。

当連結会計年度においては、新規に12店舗（すし業態1店舗、焼肉業態1店舗、食べ放題業態2店舗、居酒屋業態1店舗、フードコート業態5店舗、その他レストラン2店舗）をオープンいたしました。その他、不採算店11店舗の閉店や、フランチャイジーからの店舗買取による純増3店舗となりました結果、当連結会計年度末の店舗数は、366店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高237億37百万円、営業利益8億46百万円、経常利益8億32百万円、当期純利益は6億59百万円となりました。

第3四半期連結会計期間まで、セグメント情報として「外食事業」及び「教育事業」の情報を記載しておりましたが、外食事業以外の事業の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度よりセグメント情報ごとの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、27億60百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は14億52百万円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益5億12百万円、減価償却費5億6百万円の計上及び減損損失3億円の計上等に伴う資金増加要因が発生したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は7億39百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出5億29百万円及び敷金及び保証金の差入による支出3億13百万円等の資金減少要因がある一方、敷金及び保証金の回収による収入1億6百万円等の資金増加要因が発生したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、得られた資金は3億60百万円となりました。これは主に短期借入金の純増4億31百万円の資金増加要因が発生したことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比の記載はしておりません。

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
外食事業	388,478	

(2) 受注実績

当社グループは、見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
外食事業	22,613,958	
その他	1,123,538	
合計	23,737,497	

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去することとしておりますが、該当事項はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の事業運営におきましては、食の安全性に対する消費者意識の高まりや、顧客志向の多様化が進む中、業界内企業感の競争激化等が予想され、引き続き厳しい経営環境となることが予測されます。特に下記の課題に積極的に取り組んでいくことで、さらなる成長に努めてまいります。

新規出店

業態転換・改装による既存店舗強化

原価高騰への対処

人材の確保・育成

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

食中毒が発生した場合の影響

飲食店舗において衛生管理には細心の注意を払っておりますが、商品の性格上食中毒の可能性を完全になくすることは困難です。万一食中毒が発生させた場合、その程度にもよりますが当該店舗のみならず広範囲に及び一斉営業停止を命じられ、売上の減少に至る可能性があります。さらにマスコミによる広域的報道で企業イメージが損なわれる可能性があります。

店舗の老朽化

商圈の縮小・店舗の老朽化等が売上低迷を招き、これが改善投資を怠らせることで悪循環を招くことが考えられます。

原価の高騰

魚介や牛肉などを輸入食材に頼る当社グループは、魚介に関しては魚介資源の枯渇、漁船燃料の高騰、輸入先の人々の魚食化、不漁、戦争、為替等により、仕入コストが増大するリスクがあります。同様に、牛肉に関しても、仲介の商社や食品メーカーを通じ、短期の為替予約を行って為替リスクを軽減しておりますが、急激な円安等が生じた場合は、仕入コストが増大するリスクがあります。

原材料の調達について

今後、BSE問題、鳥インフルエンザ等に象徴されるような疫病の発生、輸入食材に対する中傷の拡大、天候不順、自然災害の発生等により、調達不安や食材価格の高騰などが起こり、当社グループの経営成績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

競合店の出現、競争の激化

採算性の良い店舗に隣接して、競合他社が出店した場合には経営成績に大きな影響を与えます。このような事例は、これまでも多く発生しております。

消費者の嗜好の変化

外食産業の中でも、多くの分野があり、消費者の嗜好が変化する可能性があります。例えば高齢化の進展によって、ファミリー層に顧客基盤をおく業種の成長が鈍化することも考えられます。

景気動向等による外食市場の低迷について

雇用環境、給与収入の変動によって、外食の市場も影響を受ける可能性があります。従来も景気低迷が失業率の増加、所得の減少を招き消費支出に占める外食の割合が抑えられた事例があります。

異常気象・震災等天災の影響

東北圏で時折発生する冷害や、台風及び大雨による風水害等が、過去に当社グループの主要食材である米の作況に大きな影響を及ぼした事例がありました。米の不作による米価の高騰のみならず、主に農業従事者の所得減少による消費意欲の減退を招くことが考えられます。また、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災のような地域経済に大きな影響を及ぼす規模の天災、及びこれら天災に派生した事故等の影響が長期化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

差入敷金・保証金及び建設協力金について

当社グループが賃貸借契約に係わり差し入れている敷金・保証金並びに建設協力金は平成26年3月31日現在46億16百万円となっておりますが、賃貸人の財務内容に不測の事態が生じた場合、一部回収が不能となる可能性があります。金額の多寡によっては企業業績に影響を与える可能性があります。

有利子負債

当社グループは、第6回乃至第14回無担保転換社債型新株予約権付社債（額面額30億円）の発行を行っております。社債の償還日は、連結会計年度終了後、最長6年後となっておりますが、返済または償還期日において、資金繰りに重大な影響を与える可能性があります。

株式価値の希薄化

当社グループによる第1回、第6回乃至第14回無担保転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、発行済株式数が増加し、当社及び当社グループ会社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。この希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) アントニオ猪木氏の著作権等に関する契約

当社は、親会社である株式会社ジー・コミュニケーションとの間で、同社が非独占的使用の許諾を受けているアントニオ猪木こと猪木寛至氏に関する著作権、肖像権、意匠権、商標権、ノウハウ実施許諾等を非独占的に使用する権利について契約を締結しております。

使用の目的・場所

日本国内において、当社及び当社とのFC/RC加盟契約する第三者が、本契約期間中に営業を開始する複数の店舗において、アントニオ猪木ブランドを活かした外食ビジネスの展開及びグッズ販売、酒類・飲料・食品の販売を目的としたものであります。

契約期間

平成20年7月1日から30年間

契約金額

年額15,000千円（税抜）

(2) その他

当社は、事業の拡大発展を図るため、株式会社ジー・コミュニケーション及び株式会社ジー・フード、NOVAホールディングス株式会社と業務提携を結んでおります。

その概要は次のとおりであります。

契約先	契約内容	締結日
株式会社ジー・コミュニケーション	外食事業に関する共存共栄関係を前提として、包括的な提携関係構築を目指した中で、経営資源等を総合的に相互に有効活用し、一層の事業発展を行う。	平成17年7月
株式会社ジー・フード	外食事業に関する共存共栄関係を前提として、包括的な提携関係構築を目指した中で、経営資源等を総合的に相互に有効活用し、一層の事業発展を行う。	平成17年8月
NOVAホールディングス株式会社	教育事業に関する共存共栄関係を前提として、包括的な提携関係構築を目指した中で、経営資源等を総合的に相互に有効活用し、一層の事業発展を行う。	平成20年7月

(3) 当社と株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの経営統合

1. 共同新設分割

平成25年5月15日開催の取締役会において、当社、株式会社ジー・ネットワークス(以下「ジー・ネットワークス」といいます。)、株式会社さかい(以下「さかい」といいます。)が、それぞれの飲食店舗運営事業を平成25年8月1日を効力発生日として、株式会社クック・オペレーション(新設会社、以下「クック・オペレーション」といいます。)に共同新設分割により承継させることを決議し、同日付けで共同新設分割計画を作成いたしました。当該共同新設分割計画の概要は以下のとおりです。

共同新設分割の目的

統合3社が営んできた飲食事業のうち、直営の飲食店舗運営事業については、消費者の志向・ライフスタイルの変化やトレンド、競合店の状況等を的確に掴み、環境変化に柔軟に対応するため、本件分割により設立する事業運営子会社に対して権限委譲を行い、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すこととしました。

共同新設分割の方法等

統合3社を分割会社とし、3社が共同で設立するクック・オペレーションを新設会社とする共同新設分割です。

本件分割に係る割当ての内容

クック・オペレーションは、本件分割に際して普通株式26,000株を発行し、当社に10,000株、ジー・ネットワークスに9,000株、さかいに7,000株をそれぞれ割り当てております。

分割交付金

本件分割にあたって、分割交付金の支払はありません。

本件分割により増減する資本金

本件分割による統合3社の資本金等の変動はありません。

承継会社が承継する権利義務

クック・オペレーションは、本件分割に際して、統合3社から飲食店舗運営事業に関する資産、負債、契約上の地位及びその他の権利義務を承継しております。なお、クック・オペレーションが統合3社から承継する債務のすべてについては、統合3社が各々重畳的債務引受けを行います。

算定の基礎

本件分割の株式割当比率については、その公平性・妥当性を確保するため、統合3社がそれぞれ別個に独占した第三者算定機関に株式割当比率の算定を依頼することとし、当社はアルバース証券株式会社、ジー・ネットワークスはフロンティア・マネジメント株式会社、さかいは松山公認会計士事務所を、算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

算定の経緯

統合3社は、上記の通り、それぞれの第三者算定機関に本件分割における株式割当比率の算定を依頼し、それぞれの第三者算定機関より、「株式割当比率算定書」を受領しております。各社は、株式割当比率算定書における算定結果を参考に、慎重に交渉、協議を重ねた結果、株式割当比率を当社：ジー・ネットワークス：さかい＝1：0.9：0.7とすることに合意し、平成25年5月15日開催の取締役会において、本件分割における株式割当比率を決定の上、同日、3社間で共同新設分割計画を作成いたしました。

本件分割設立会社となる会社の概要

商号	株式会社クック・オペレーション
本店の所在地	名古屋市北区
代表者の氏名	取締役 阿久津 貴史 取締役 稲吉 史泰
資本金の額	50百万円
事業の内容	飲食店運営

2. 合併

平成25年5月15日開催の取締役会において、当社、ジー・ネットワークス及びさかいは、同年8月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併を実施することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。なお、吸収合併契約は平成25年6月26日開催の定時株主総会で承認されました。また、ジー・ネットワークスは平成25年6月24日開催の定時株主総会で、さかいは平成25年6月27日開催の定時株主総会でそれぞれ承認されております。当該合併契約の概要は以下のとおりです。

合併の目的

当社、ジー・ネットワークス及びさかいの経営統合により、全国的な仕入れ・物流を含む取引関係等の一体化を進め、また総合的な経営・管理体制を構築し、経営資源の集中と効率化による競争力の強化・売上の拡大と収益率の向上を図ることとしました。

合併の方法

当社を存続会社、ジー・ネットワークス及びさかいを消滅会社とする吸収合併です。

本件合併に係る株式割当ての内容

	当社	ジー・ネットワークス	さかい
割当ての内容	1	2	2

(注)ジー・ネットワークスの普通株式1株に対して、当社の普通株式を2株を、さかいの普通株式1株に対して、当社の普通株式2株を割り当て交付いたしました。ただし、ジー・ネットワークスが保有する自己株式5,521株及びさかいが保有する自己株式181,366株については、本件合併による株式の割当は行っておりません。

本件合併に伴う新株予約権及びその割当に関する取扱い

本合併に際して、ジー・ネットワークス第1回、第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された各新株予約権の各新株予約権者並びに株式会社さかい第2回、第3回及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された各新株予約権の各新株予約権者に対して、その新株予約権の代わりに、その新株予約権者が有する新株予約権の合計と同数の当社の新株予約権を交付しております。

また、上記の各無担保転換社債型新株予約権付社債についての各社債に係る各債務については、それぞれの当社の第9回、第10回、第11回、第12回、第13回及び第14回無担保転換社債型新株予約権付社債についての各社債に係る各債務として承継しております。

吸収合併消滅会社となる会社の概要

	吸収消滅会社	吸収消滅会社
商号	(株)ジー・ネットワークス	(株)さかい
本店の所在地	山口県山陽小野田市	名古屋市北区
資本金の額(平成25年3月末現在)	1,715百万円	1,795百万円
純資産の額(平成25年3月末現在)	2,233百万円	1,594百万円
総資産の額(平成25年3月末現在)	4,491百万円	4,282百万円
事業の内容(平成25年3月末現在)	外食店舗の直営及びFC事業 教育事業、食品加工事業等	外食店舗の直営及びFC事業

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に与える見積りを必要とします。これらの見積りについては過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、192億55百万円となりました。主な内訳は、現金及び預金27億60百万円、有形固定資産87億75百万円及び投資その他の資産56億38百万円となっております。

当連結会計年度末の総負債は、105億30百万円となりました。主な内訳は、新株予約権付社債32億78百万円、短期借入金及び関係会社短期借入金24億円、買掛金8億90百万円となっております。

当連結会計年度末の純資産合計は、87億25百万円となりました。主な内訳は、資本剰余金75億57百万円及び利益剰余金10億68百万円となっております。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

「第2 事業の状況 1業績等の概要(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 戦略的現状と見通し

業容の拡大により、売上高の増加を目指すほか、本部費用等、間接コストの相対的な軽減化に取り組んでおります。また、複数業態での拡大は、「第2 事業の状況 4事業等のリスク」の の対応策と位置付けており、不振店対策としての業態転換をスピーディーに判断していくために不可欠であると考えております。以上のように、全体として常に業態ポートフォリオの最適化を図りながら拡大していくことが、十分な利益確保につながると考えております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1業績等の概要(2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

なお、キャッシュ・フロー関連指標の推移は、下記のとおりであります。

	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
自己資本比率(%)					45.3
時価ベースの自己資本比率(%)					76.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)					3.9
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)					45.3

自己資本比率 : 自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1. 第55期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

3. キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

4. 有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としておりません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、新規出店・改装・業態転換のための投資を中心に5億9百万円の設備投資を実施しました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (名古屋市北区)	全社	事務所	41,792	150,918 (335.92)	6,247	198,957	24
仙台青葉政岡通店 (仙台市青葉区) 他365店舗	外食事業	飲食店舗	3,261,828	3,390,663 (27,412.85)	292,976	6,945,468	552
その他	その他	貸事務所 他	577,842	1,016,766 (34,173.20)	36,525	1,631,134	167

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品及びリース資産であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含んでおりません。

(2) 国内子会社

主要な設備につきましては、親会社より賃借しておりますので、該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		
提出会社		外食	飲食店舗 10店舗(新規)	364,500		自己資金	
提出会社		外食	飲食店舗 11店舗(業転)	122,200		自己資金	
提出会社		その他	教育校舎 7校舎(新規)	75,000		自己資金	

(注) 1. 事業所名(所在地)及び完成後の増加能力については計画の段階であり、具体的な場所の特定、数値化ができませんので省略しております。

2. 金額には消費税等は含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	673,477,576
計	673,477,576

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	168,369,394	169,005,658	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	168,369,394	169,005,658		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年8月1日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,500 (新株予約権1個につき150株)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個あたり150円 (1株あたり1円)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月1日 至 平成28年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社を退職したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社を退職した日の翌日、(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。	同左

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使の条件	各新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとする。 新株予約権は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該従業員が死亡退職した翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

平成26年4月23日取締役会決議

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)		9,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		<p>950,000株 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。</p> <p>対象株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割(または併合)の比率}}{1}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。</p>

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)		<p>本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、対象株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金104円とする。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{1 \text{株あたりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{新規発行株式数}}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
新株予約権の行使期間		自 平成29年7月1日 至 平成32年5月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 104 資本組入額 52
新株予約権の行使の条件		<p>新株予約権者は、下記(a)、(b)及び(c)に掲げる各条件を全て満たした場合、平成29年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。 (a)平成27年3月期の連結経常利益850百万円を超過した場合</p>

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使の条件		<p>(b)平成28年3月期の連結経常利益850百万円を超過した場合</p> <p>(c)平成29年3月期の連結経常利益1,400百万円を超過した場合</p> <p>なお、上記(a)、(b)及び(c)における連結経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p>

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 なお、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」は、下記のとおりである。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		<p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 本新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。 なお、本新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりである。 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成21年8月14日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	330,000	270,000
新株予約権の数(個)	22	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	1	1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,499,452	2,863,188
新株予約権の行使時の払込金額(円)	94.3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成26年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 94.3 資本組入額 47.15	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部権利行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年2月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	393,182	393,373
新株予約権の数(個)	40(注)	40(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,428,571	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、35.0円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{1株当たり} \times \text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成32年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35.0 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部権利行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数の、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年2月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	393,182	393,373
新株予約権の数(個)	40(注)	40(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,428,571	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、35.0円とする。</p>	同左
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)

新株予約権の行使時の払込金額（円）	<p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくはは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	同左
	<p>事業年度末現在 （平成26年3月31日）</p>	

<p>新株予約権の行使時の払込金額（円）</p>	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>	<p>同左</p>
	<p>事業年度末現在 （平成26年3月31日）</p>	<p>提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額（円）</p>	$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本欄第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社（「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。）とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p>	<p>同左</p>
	<p>事業年度末現在 （平成26年3月31日）</p>	

新株予約権の行使時の払込金額（円）	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年4月1日 至 平成32年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 35.0 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 	<p>同左</p>
	<p>事業年度末現在 (平成26年3月31日)</p>	<p>提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左
--------------------------	---	----

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第8回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年2月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	393,182	393,373
新株予約権の数(個)	40(注)	40(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,428,571	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、35.0円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(本「3新規発行新株予約権付社債(以下、「転換価額調整式」という。))をもって転換価額を調整する。</p>	同左
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)

	$\frac{\text{調整後 転換価額}}{\text{調整前 転換価額}} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	<p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	同左
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）

<p>新株予約権の行使時の払込金額（円）</p>	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>	<p>同左</p>
	<p>事業年度末現在 （平成26年3月31日）</p>	<p>提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額（円）</p>	<p style="text-align: center;"> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$ </p> <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本欄第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社（「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。）とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p>	<p style="text-align: center;">同左</p>
	<p style="text-align: center;">事業年度末現在 （平成26年3月31日）</p>	

新株予約権の行使時の払込金額（円）	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年 3月18日 至 平成32年 3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 35.0 資本組入額 17.5	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部権利行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左
	事業年度末現在 (平成26年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5月31日)

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <p>1．新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>2．承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。</p> <p>3．承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。</p> <p>4．承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p>	<p>同左</p>
	<p>事業年度末現在 (平成26年3月31日)</p>	<p>提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左
--------------------------	---	----

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第9回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年5月15日取締役会決議分)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	294,886	295,030
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,896,551	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、43.5円とする。</p>	同左
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくはは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	<p>同左</p>
-----------------------	--	-----------

	<p>事業年度末現在 (平成26年3月31日)</p>	<p>提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)</p>
--	---------------------------------	-----------------------------------

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>	<p>同左</p>
	<p>事業年度末現在 (平成26年3月31日)</p>	<p>提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p style="text-align: center;"> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ </p> <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本欄第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社（「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。）とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p>	<p>同左</p>
-----------------------	--	-----------

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)				
新株予約権の行使時の払込金額	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左				
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日まで（当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日）までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>発行価格</td> <td style="text-align: right;">43.5</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </table>	発行価格	43.5	資本組入額	22	同左
発行価格	43.5					
資本組入額	22					
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。					
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左				
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左				

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第10回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年5月15日取締役会決議分)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	294,886	295,030
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,896,551	同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、43.5円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する価格は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)				
新株予約権の行使時の払込金額	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左				
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日まで(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>発行価格</td> <td style="text-align: right;">43.5</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </table>	発行価格	43.5	資本組入額	22	同左
発行価格	43.5					
資本組入額	22					
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>	同左				
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左				
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左				

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数の、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第11回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年5月15日取締役会決議分)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	294,886	295,030
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>	同左
新株予約権の目的となる株式の数		同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、43.5円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する価格は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)				
新株予約権の行使時の払込金額	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左				
新株予約権の行使期間	平成26年3月18日から平成32年3月18日まで（当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日）までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>発行価格</td> <td style="text-align: right;">43.5</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </table>	発行価格	43.5	資本組入額	22	同左
発行価格	43.5					
資本組入額	22					
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>	同左				
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左				
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左				

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第12回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年5月15日取締役会決議分)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	294,886	295,030
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>	同左
新株予約権の目的となる株式の数		同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、40.9円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する価格は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)				
新株予約権の行使時の払込金額	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左				
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日まで(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>発行価格</td> <td style="text-align: right;">40.9</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> </table>	発行価格	40.9	資本組入額	21	同左
発行価格	40.9					
資本組入額	21					
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左				
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左				
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左				

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第13回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年5月15日取締役会決議分)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	294,886	295,030
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>	同左
新株予約権の目的となる株式の数		同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、40.9円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する価格は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)				
新株予約権の行使時の払込金額	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左				
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から平成32年3月18日まで（当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日）までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>発行価格</td> <td style="text-align: right;">40.9</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> </table>	発行価格	40.9	資本組入額	21	同左
発行価格	40.9					
資本組入額	21					
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>	同左				
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左				
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左				

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

第14回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年5月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	294,886	295,030
新株予約権の数(個)	30(注)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は100株であり、振替式である。</p>	同左
新株予約権の目的となる株式の数		同左
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(以下、「転換価額」という。)は、40.9円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} \right)}{\text{時価}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}$ <p>ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する価格は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月18日から平成32年3月18日まで(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>発行価格 40.9</p> <p>資本組入額 21</p>	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。 なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 	同左

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。</p> <p>6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。</p>	同左

(注) 新株予約権付社債の額面10,000千円につき新株予約権1個が割り当てられております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年8月1日 (注) 1	8,796	46,044		897,128		960,426
平成21年9月7日～ 平成22年3月25日 (注) 2	7,056	53,100	377,500	1,274,628	377,500	1,337,926
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日 (注) 3	5,124	58,224		1,274,628		1,337,926
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日 (注) 4、5	7,568	65,792	360,000	1,634,628	360,000	1,697,926
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 4、6	8,571	74,364	150,567	1,785,195	150,567	1,848,494
平成25年8月1日 (注) 7	94,005	168,369	1,685,195	100,000	1,748,494	100,000

- (注) 1. 平成21年8月1日の増加は、子会社である株式会社グローバルアクトとの合併による新株発行に伴うものであります(合併比率 株式会社グローバルアクトの株式1株につき、当社株式1.5株)。なお、これによる資本金及び資本準備金の増加はありません。
2. 平成21年9月7日～平成22年3月25日の増加は、第1回転換社債型新株予約権付社債及び第2回転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。
3. 平成22年7月1日における兄弟会社であるフード インクルーヴ株式会社との合併による新株発行であります(合併比率1:12.20)。なお、これによる資本金及び資本準備金の増加はありません。
4. 平成22年10月4日開催の取締役会決議に基づき、平成22年10月21日を払込期日とする第三者割当の方法による第2回新株予約権、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第5回無担保転換社債型新株予約権付社債をそれぞれ発行しております。
5. 平成22年10月1日～平成22年12月31日の増加は、第1回転換社債型新株予約権付社債、第2回転換社債型新株予約権付社債、第4回転換社債型新株予約権付社債及び第5回転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。
6. 平成23年4月1日～平成24年3月31日の増加は、第2回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株発行によるものであります。

7. 平成25年8月1日の発行済株式総数の増加は、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの合併による新株発行に伴うものであります（合併比率 株式会社ジー・ネットワークス株式1株につき当社株式2株、株式会社さかい株式1株につき当社株式2株）。また、資本金及び資本準備金の減少は、平成25年6月26日開催の定時株主総会の決議により、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少したものであります。減少した資本金及び資本準備金の額については、全額その他資本剰余金に振り替えております。
8. 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間に、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使により、発行済株式総数が636,264株、資本金が30,000千円及び資本準備金が30,000千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		8	16	220	9	12	17,912	18,177	
所有株式数(単元)		17,650	4,763	1,129,002	2,122	256	529,005	1,682,798	89,594
所有株式数の割合(%)		1.05	0.28	67.09	0.13	0.01	31.44	100.00	

- (注) 1. 自己株式2,416株は、「個人その他」に24単元及び「単元未満株式の状況」に16株を含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ22単元及び50株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジー・コミュニケーション	名古屋市北区黒川本通2丁目46	77,410	45.98
株式会社神戸物産	兵庫県加古郡稲美町中一色883	27,851	16.54
ジー・テイスト取引先持株会	仙台市宮城野区榴岡2丁目2-10	3,496	2.08
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南3丁目2-17	1,270	0.75
東京アセット株式会社	東京都中央区八重洲2丁目8-8	951	0.56
株式会社J・ART産業	岐阜県各務原市蘇原東島町4丁目61	802	0.48
神林 忠弘	新潟市中央区	742	0.44
江川 春延	仙台市青葉区	700	0.42
株式会社大光	岐阜県大垣市浅草2丁目66	616	0.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	600	0.36
計	-	114,440	67.97

- (注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 600千株
2. 株式会社神戸物産が新たに主要株主になりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 168,277,400	1,682,774	
単元未満株式	普通株式 89,594		
発行済株式総数	168,369,394		
総株主の議決権		1,682,774	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数22個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジー・テイスト	仙台市宮城野区榴岡 二丁目2番10号	2,400		2,400	0.00
計		2,400		2,400	0.00

(注) 上記のほか、単元未満株式16株を所有しています。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成21年8月1日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人に対して新株予約権を発行することを、平成21年8月1日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年8月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	使用人 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	使用人に対して7,500株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月1日 至 平成28年3月31日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社を退職したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社を退職した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人のうち、新株予約権者の配偶者、子、一親等の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該従業員が死亡退職した翌日から3ヶ月を経過するまでの間に限り、新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成26年4月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成26年4月23日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年4月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社従業員 21 当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式

<p>株式の数（株）</p>	<p>950,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。 対象株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額（円）</p>	<p>本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、対象株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金104円とする。 なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>自 平成29年7月1日 至 平成32年5月15日</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>新株予約権者は、下記（a）、（b）及び（c）に掲げる各条件を全て満たした場合、平成29年3月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる。 （a）平成27年3月期の連結経常利益850百万円を超過した場合 （b）平成28年3月期の連結経常利益850百万円を超過した場合 （c）平成29年3月期の連結経常利益1,400百万円を超過した場合 なお、上記（a）、（b）及び（c）における連結経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 なお、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」は、下記のとおりである。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 本新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。 なお、本新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりである。 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>

(平成26年6月25日株主総会決議)

会社法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして無償で新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成26年6月25日の第55回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、監査役及び従業員の中から、提出日以降に開催される取締役会において決定される。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	<p>2,100,000株を上限とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。</p> <p>対象株式数、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額(円)	本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権の割当日から5年を経過する日を起算日とし、当該起算日から2年以内とする。
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の役職員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。</p> <p>イ. 行使期間の開始日(以下、「起算日」という。)から1年間 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1</p> <p>ロ. 起算日から1年を経過した日から1年間 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の全て</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勧案のうえ、上記「株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勧案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 なお、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」は、下記のとおりである。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 本新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。 なお、本新株予約権の取得に関する事項は、下記のとおりである。 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
---------------------------------	---

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成26年5月14日)での決議状況 (取得期間平成26年5月15日～平成26年7月15日)	8,000,000	1,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額	8,000,000	1,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100	100
当期間における取得自己株式	1,886,500	244,919
提出日現在の未行使割合(%)	76.4	75.5

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得による株式数は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	687	58
当期間における取得自己株式	150	18

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(-)				
保有自己株式数	2,416		1,889,066	

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得による株式、ならびに単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持していくことを基本方針としております。株主の皆様への利益還元については、当社は、年1回期末配当で行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の配当方針のもと、1株当たり0.5円としております。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、さらなる展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

また、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年5月14日 取締役会決議	84,183	0.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	144	97	57	75	107
最低(円)	80	26	31	32	47

(注) 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日から平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月
最高(円)	105	83	80	86	107	95
最低(円)	69	75	68	70	76	83

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（旧大阪証券取引所）JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		杉本 英雄	昭和37年4月19日生	昭和60年4月 株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社インタープライズ・コンサルティング)入社 平成元年4月 株式会社ベンチャー・リンク(現 株式会社C&I Holdings)入社 平成7年8月 同社取締役 平成8年8月 同社常務取締役 平成16年6月 同社取締役常務執行役 平成16年7月 株式会社ジー・コミュニケーション 取締役社長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成19年5月 株式会社焼肉屋さかい(現 当 社)顧問 平成19年6月 同社代表取締役会長 平成20年2月 株式会社ジー・エデュケーション (現 自分未来きょういく株式会 社)代表取締役社長 平成20年4月 株式会社ジー・フード代表取締役 社長 平成21年6月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン代表取締役社長 平成21年6月 株式会社焼肉屋さかい(現 当 社)取締役 平成23年3月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン取締役 平成23年3月 株式会社さかい(現 当社)代表 取締役社長 平成24年4月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役 平成25年2月 株式会社クックイノベンチャー代 表取締役(現任) 平成25年4月 株式会社さかい(現 当社)取締 役 平成25年8月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)2	10
代表取締役 副社長	東日本外食 カンパニー 統括	稲吉 史泰	昭和47年4月27日生	平成8年4月 蒲郡信用金庫入庫 平成11年6月 株式会社がんばる学園 (現 株式会社ジー・コミュニ ケーション)入社 平成11年12月 株式会社ウェルコム代表取締役 平成15年8月 株式会社ジーコム九州代表取締役 平成17年6月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン社長室長 平成17年8月 当社入社 平成17年9月 当社代表取締役社長 平成24年9月 当社代表取締役社長 平禄事業本 部長 平成25年2月 株式会社クックイノベンチャー取 締役(現任) 平成25年8月 株式会社クック・オペレーション 代表取締役(現任) 平成25年8月 当社代表取締役副社長 東日本外 食カンパニー統括就任(現任)	(注)2	17

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 副社長	西日本外食 カンパニー 統括	阿久津 貴史	昭和46年2月13日生	平成15年5月 株式会社暖中カンパニー取締役FC 営業部長 平成17年9月 株式会社ダイニング企画代表取締 役社長 平成18年1月 株式会社バオ(現 当社)顧問 平成18年1月 同社代表取締役社長 平成25年2月 株式会社クックイノベーション取 締役(現任) 平成25年6月 当社取締役 平成25年8月 株式会社クック・オペレーション 代表取締役(現任) 平成25年8月 当社取締役副社長 西日本外食カ ンパニー統括就任(現任)	(注)2	120
取締役	経営企画 本部統括	川上 一郎	昭和40年9月11日生	平成2年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興 証券株式会社)入社 平成14年4月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン入社 平成16年6月 株式会社ジーコム東日本代表取締 役就任 平成17年6月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン東京支社長 平成17年8月 当社管理本部長 平成17年9月 当社取締役就任 管理本部長 平成19年5月 当社常務取締役就任 管理本部長 平成23年6月 株式会社さかい(現 当社)取締 役 平成23年6月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン取締役副社長 平成23年6月 株式会社ジー・ネットワークス (現 当社)取締役 平成23年7月 当社取締役副社長就任 経営企画 本部長 平成24年4月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン取締役 平成25年6月 当社取締役副社長 経営企画本部 長兼海外展開準備本部長 平成25年8月 当社取締役就任 経営企画本部統 括(現任)	(注)2	9
取締役	管理本部長	稲角 好宣	昭和38年2月7日生	昭和60年4月 株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社インタープライ ズ・コンサルティング)入社 平成15年9月 株式会社リンク・プロモーション (現 株式会社カーリンク)監査 役(非常勤)兼務 平成17年11月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン入社 平成17年12月 同社取締役 平成18年8月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 平成23年6月 同社取締役 平成24年6月 株式会社ジー・ネットワークス (現 当社)取締役 平成24年6月 当社取締役就任 平成25年2月 株式会社クックイノベーション取 締役(現任) 平成25年8月 株式会社ジー・コミュニケーショ ン代表取締役(現任) 平成25年8月 当社取締役就任 管理本部長(現 任)	(注)2	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		間宮 友久	昭和39年4月22日生	昭和63年4月 株式会社宇佐美入社 平成2年2月 岐阜ハーネス株式会社入社 平成6年4月 株式会社高島屋前岐薬入社 平成7年6月 株式会社J・ART入社 平成9年5月 株式会社さかい(現 当社)入社 平成20年1月 ビー・サプライ株式会社転籍 業務部長 平成20年3月 株式会社さかい(現 当社)転籍 平成20年3月 株式会社さかい(現 当社)一時監査役職務代行者(仮監査役) 平成20年6月 株式会社さかい(現 当社)監査役 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	(注)3	2
監査役		佐藤 加代子	昭和26年4月10日生	昭和45年9月 日本電信電話公社入社 昭和53年1月 仁木島商事株式会社入社 昭和60年6月 株式会社エッチ・エヌ・エー・システム入社 平成3年4月 株式会社サンウェイ入社 平成17年4月 株式会社ダイニング企画常勤監査役 平成19年3月 株式会社グローバルアクト(現 当社)監査役 平成19年6月 同社常勤監査役 平成21年6月 当社監査役就任(現任) 平成21年6月 株式会社さかい(現 当社)監査役 平成21年6月 株式会社ジー・ネットワークス(現 当社)監査役 平成23年6月 株式会社ジー・コミュニケーション監査役(現任)	(注)3	0
監査役		黒川 孝雄	昭和9年1月7日生	昭和31年4月 明治乳業株式会社(現 株式会社明治)入社 昭和55年4月 同社京都支店長 昭和57年10月 関西明販株式会社代表取締役社長 昭和61年5月 明治サンテオレ株式会社(現 明治フレッシュネットワーク株式会社)代表取締役社長 平成10年2月 株式会社フランチャイズ研究所設立 平成13年7月 株式会社ジー・コミュニケーション監査役(平成17年8月退任) 平成18年8月 同社監査役 平成23年6月 株式会社さかい(現 当社)監査役 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	(注)3	2
計						168

- (注) 1. 監査役佐藤加代子及び黒川孝雄は社外監査役であります。
2. 平成26年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
3. 平成25年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
4. 所有株式数には、当社役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。この考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実のため、「ディスクロージャー（情報開示）」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス体制」の強化を図っております。

企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制につきましては、会社法に基づく機関として株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、経営会議、内部監査部を設置しております。

企業統治の体制を採用する理由

現状の体制につきましては、取締役の人数は5名であり、代表取締役をはじめとする各部門を担う取締役間の連絡を綿密に取り、相互チェックを図るとともに、監査役3名（うち社外監査役2名、提出日現在）による監査体制、並びに監査役が会計監査人や内部監査部と連携を図る体制により、十分な職務執行・監査体制を構築しているものと考え、採用しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ 会社の機関の内容

< 取締役会 >

取締役会を1ヶ月に1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。

< 監査役 >

取締役会への出席はもとより、経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部門からの聴取、各事業所往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。

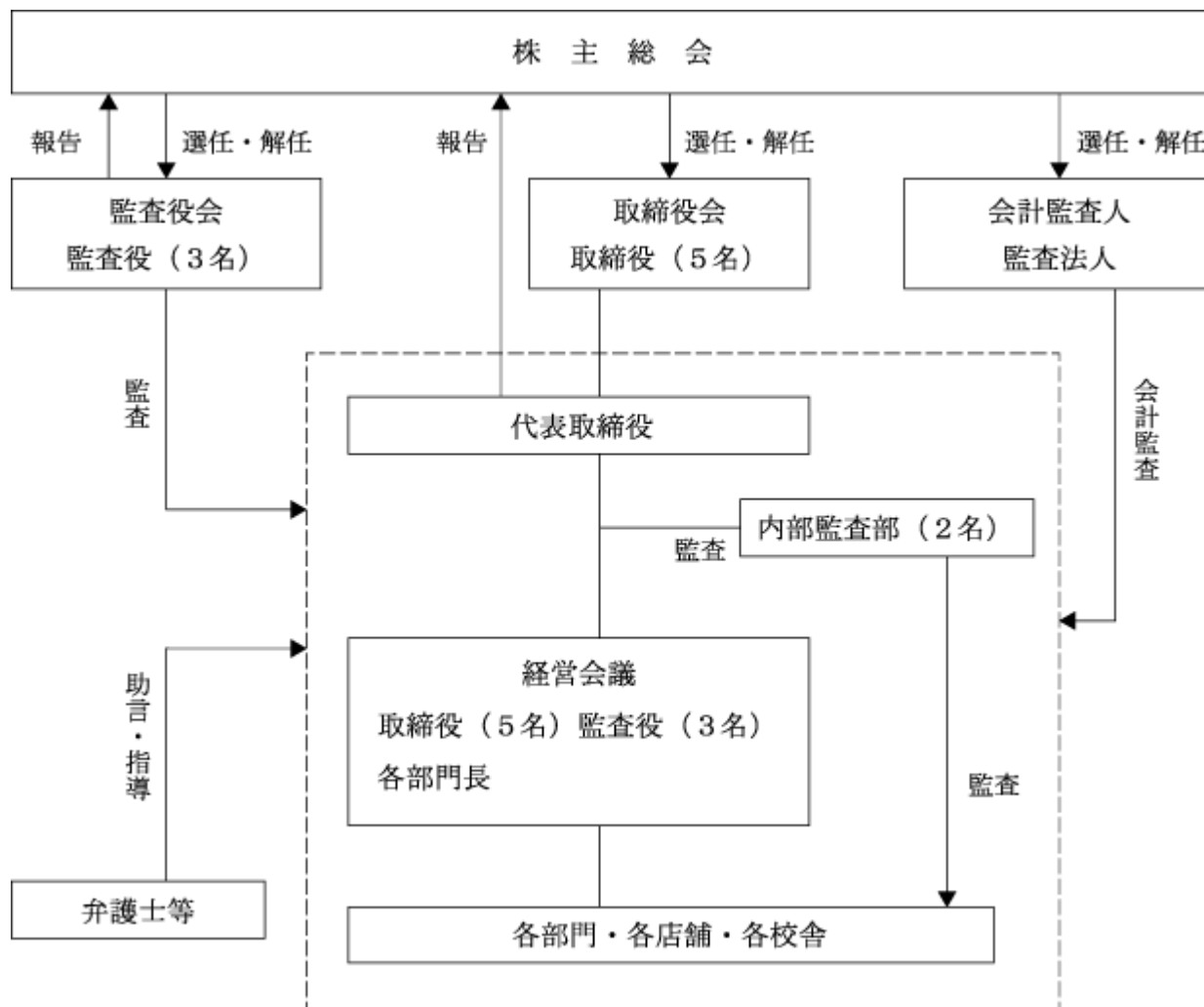
< 監査役会 >

監査役全員をもって構成し、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、監査を行っております。なお、監査の内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行うとともに、次月の監査計画について協議・承認しております。

< 経営会議 >

原則として毎月1回以上開催し、取締役、監査役及び各部門長が出席し、取締役会から委任された事項の意思決定のほか、業務執行についての方針及び計画の審議・管理・決定するとともにコンプライアンス上重要な問題の審議等を行っております。

□ 会社の機関・内部統制の関係図



八 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、以下のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、グループ経営理念「共存共栄」の理念に則った「行動規範」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意志を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
- ・ 取締役及び使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「コンプライアンス規程」を定めております。
- ・ コンプライアンス統括部署を総務部とし、コンプライアンスを実現するための組織及び研修体制を整備し、同部が中心となって役職員教育を行っております。監査役及び内部監査部は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会に報告しております。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- ・ 法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置しております。報告・通報を受けた総務部はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施することとしております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。
- ・ 上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも5年間としております。
- ・ 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者の閲覧権限については、文書管理規程により定めております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会を1ヶ月に1回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行っております。
- ・ 取締役、監査役及び各部門長が出席する経営会議を毎月1回開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を管理しております。
- ・ 取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行っております。
- ・ 取締役会及び経営会議による月次業績のレビューと改善策の検討を行っております。

監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命することとしております。
- ・ 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないこととしております。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役または使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び、不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告することとしております。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしております。

また、取締役は、監査役に対し、必要に応じて、内部監査部との情報交換や当社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士及び会計監査人などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障しております。

リスク管理体制の整備

当社のリスク管理体制は以下のとおりであります。

- イ コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、それぞれの担当部署にて、細則・マニュアルの作成・配布等を行い、役員・社員に対して、定期的に研修を実施しております。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社の対応を管理本部にて行っております。その他新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めることとしております。
- ロ 内部監査部は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理本部担当取締役及び取締役会・経営会議に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- ハ 大規模な事故・災害等当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、管理本部長を委員長とし、管理本部長が任命する人員を構成員とする緊急対策委員会を設置し、危機管理体制を構築することとしております。
- ニ リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令または取引所適時開示規則に則った開示を適切に行うこととしております。
- ホ 反社会勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、反社会勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応することとしております。また、反社会勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えております。
なお、取引先については、取引開始時に社内、社外機関を活用し、反社会勢力でないことを確認しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査部2名（提出日現在）、監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名（提出日現在）を含む計3名によって構成されております。

内部監査部は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否かを、リスク管理体制の状況を調査、その結果代表取締役及び経営会議への報告に基づき、改善施策を講ずることにより、適切な業務運営及びリスクマネジメント体制の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。また、監査役に対して随時監査実施状況を報告するとともに、会計監査人とも定期的に監査実施状況について意見交換を実施しております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、取締役会への出席はもとより、経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部門からの聴取、各事業所往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。また監査役会と会計監査人との連携に関しては、定期的に、監査方針、監査実施状況、監査結果等にかかる意見交換を行っております。

会計監査の状況

当社は、なぎさ監査法人との間で、監査契約（公認会計士法第2条第1項に基づく監査証明業務）を締結しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
代表社員 業務執行社員	西井 博生	なぎさ監査法人
	大平 豊	

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、その独立性に関する基準又は方針はないものの、東京証券取引所の定める独立性判断基準及び開示加重要件を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を最低1名以上選任することとしております。

社外監査役は、それぞれの専門的見地と豊富な経験から取締役会において必要な意見や問題点等の指摘を行い、客観的立場から監督または監査を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの有効性を高める役割を担っております。

社外監査役の佐藤加代子氏は、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの常勤監査役であります。同氏は、長年の監査役としての経験を有しており、適正な監査を行うのに必要な知識と見識を有していることから、社外監査役に選任しております。

株式会社ジー・コミュニケーションと当社との間には資金借入等の関係があります。なお、当社と社外監査役個人との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役の黒川孝雄氏は、フランチャイズ事業に関する豊富な知識と経験並びに経営者としての経験を有しており、適正な監査を行うのに必要な知識と見識を有していることから社外監査役に選任しております。

また、社外監査役の黒川孝雄氏は、東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届出ております。

なお、当社と社外監査役個人との間に特別な利害関係はありません。

当社は社外取締役を選任いたしておりませんが、業界動向及び社内事情に精通した各部門を担う取締役間で連絡を綿密に取り、相互チェックを図るという自己監査機能を働かせた全社的に統制がとれた意思決定を行っております。また、当社では、独立した客観的な視点から経営に対する提言をいただき、監督機能の一層の充実を図るうえで、社外監査役の果たす役割は重要であるとの認識にたち、経営監視機能として、常勤監査役1名及び独立役員1名を含む社外監査役2名の体制で客観的・中立的な監査を行うことにより、外部からの経営監視機能が十分に整っているため、現状の体制としております。

役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	支給人員	報 酬 額(千円)			
		基本報酬	賞 与	退職慰労金	合 計
取締役 (社外取締役を除く。)	7名	70,231	8,776		79,007
監査役 (社外監査役を除く。)	2名	4,885	200		5,085
社外役員	3名	4,608	451		5,059

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は7名、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。

□ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 使用人兼務役員のうち重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額20百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第35回定時株主総会において月額3百万円以内となっております。

当社定款において定めている事項

イ 取締役の定数及び選任方法

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

□ 中間配当の決定機関

当社は、中間配当について、配当政策に関する機動性を確保する目的で、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

八 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

二 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ホ 剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等の決定機関について、必要に応じた機動的な配当の実施を可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的の投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 7銘柄

貸借対照表計上額の合計 36,598千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（非上場株式を除く。）

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

ニ 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ホ 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	15,600		24,000	
連結子会社				
計	15,600		24,000	

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数等を勘案した上で事前に協議を行い決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)は、当連結会計年度中に設立した子会社が連結対象になったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載していません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、なぎさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、的確に対応できる体制を整備するため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めるとともに、更なる適正性を確保するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入していません。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成26年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,760,914
受取手形及び売掛金	347,809
商品及び製品	79,672
仕掛品	2,047
原材料及び貯蔵品	204,515
繰延税金資産	408,019
その他	714,410
貸倒引当金	13,957
流動資産合計	4,503,433
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	15,603,028
減価償却累計額	11,721,564
建物及び構築物(純額)	1 3,881,463
土地	1 4,558,347
その他	3,559,873
減価償却累計額	3,224,123
その他(純額)	335,749
有形固定資産合計	8,775,560
無形固定資産	
のれん	167,137
その他	170,712
無形固定資産合計	337,849
投資その他の資産	
投資有価証券	36,598
長期貸付金	108,667
繰延税金資産	890,102
敷金及び保証金	4,616,835
その他	362,886
貸倒引当金	376,310
投資その他の資産合計	5,638,781
固定資産合計	14,752,190
資産合計	19,255,623

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成26年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	890,735
短期借入金	1 491,666
1年内償還予定の新株予約権付社債	330,000
関係会社短期借入金	1,909,000
リース債務	13,836
未払法人税等	75,393
賞与引当金	57,996
店舗閉鎖損失引当金	8,676
資産除去債務	2,128
その他	2,225,439
流動負債合計	6,004,871
固定負債	
新株予約権付社債	2,948,869
リース債務	8,855
退職給付に係る負債	44,670
資産除去債務	811,451
その他	711,722
固定負債合計	4,525,569
負債合計	10,530,441
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	7,557,326
利益剰余金	1,068,034
自己株式	178
株主資本合計	8,725,182
その他の包括利益累計額	
その他の包括利益累計額合計	-
純資産合計	8,725,182
負債純資産合計	19,255,623

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	23,737,497
売上原価	8,461,548
売上総利益	15,275,948
販売費及び一般管理費	¹ 14,429,116
営業利益	846,832
営業外収益	
受取利息	8,748
受取配当金	132
業務受託料	49,534
補助金収入	12,611
その他	35,697
営業外収益合計	106,724
営業外費用	
支払利息	38,251
支払手数料	77,272
その他	5,841
営業外費用合計	121,364
経常利益	832,192
特別利益	
固定資産売却益	² 19,119
特別利益合計	19,119
特別損失	
固定資産売却損	³ 938
固定資産除却損	⁴ 7,744
店舗閉鎖損失	21,581
店舗閉鎖損失引当金繰入額	8,676
減損損失	⁵ 300,011
特別損失合計	338,951
税金等調整前当期純利益	512,360
法人税、住民税及び事業税	135,626
法人税等調整額	282,708
法人税等合計	147,082
少数株主損益調整前当期純利益	659,442
当期純利益	659,442

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	659,442
その他の包括利益	
その他の包括利益合計	-
包括利益	659,442
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	659,442

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,785,195	2,675,617	408,591	120	4,869,285
当期変動額					
減資	1,685,195	1,685,195			-
当期純利益			659,442		659,442
合併による増加		3,196,512			3,196,512
自己株式の取得				58	58
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,685,195	4,881,708	659,442	58	3,855,897
当期末残高	100,000	7,557,326	1,068,034	178	8,725,182

	その他の包括利益 累計額	純資産合計
	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	-	4,869,285
当期変動額		
減資		-
当期純利益		659,442
合併による増加		3,196,512
自己株式の取得		58
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	-	3,855,897
当期末残高	-	8,725,182

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	512,360
減価償却費	506,466
のれん償却額	32,120
賞与引当金の増減額(は減少)	14,443
貸倒引当金の増減額(は減少)	13,448
退職給付引当金の増減額(は減少)	52,943
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	44,670
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	8,676
受取利息及び受取配当金	8,880
店舗閉鎖損失	21,581
減損損失	300,011
支払利息及び社債利息	38,251
固定資産除売却損益(は益)	10,437
売上債権の増減額(は増加)	126,007
たな卸資産の増減額(は増加)	49,145
仕入債務の増減額(は減少)	60,627
未払消費税等の増減額(は減少)	214,126
未収消費税等の増減額(は増加)	132,159
その他	12,942
小計	1,668,789
利息及び配当金の受取額	3,604
利息の支払額	32,072
法人税等の支払額	187,558
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,452,762
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	529,580
有形固定資産の売却による収入	46,115
資産除去債務の履行による支出	29,039
投資有価証券の取得による支出	13,425
敷金及び保証金の差入による支出	313,779
敷金及び保証金の回収による収入	106,201
貸付けによる支出	2,386
貸付金の回収による収入	7,681
その他	11,078
投資活動によるキャッシュ・フロー	739,293
財務活動によるキャッシュ・フロー	
関係会社短期借入金の純増減額(は減少)	50,000
短期借入金の純増減額(は減少)	431,666
リース債務の返済による支出	21,005
自己株式の取得による支出	58
配当金の支払額	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	360,593
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,074,063
現金及び現金同等物の期首残高	1,367,297
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	319,553
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,760,914

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の名称

株式会社クック・オペーション

平成25年8月1日に当社と株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいの有する飲食店舗運営事業に関する権利義務等を会社分割し、3社が共同で設立する株式会社クック・オペレーションに承継させました。また同日、当社を存続会社、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいを合併消滅会社とする吸収合併を行ったことにより、株式会社クック・オペレーションは当社の連結子会社となりました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

平禄(香港)控股有限公司

持分法を適用しない理由

平禄(香港)控股有限公司及びその子会社1社は、清算手続中であり、重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

a 製品・仕掛品・原材料(工場) 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

b 商品・原材料 一括購入分

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

都度購入分

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

c 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固形資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10~31年

工具、器具及び備品 5~10年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固形資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収可能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度の廃止日（平成18年3月31日）における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職一時金制度の退職金未払額は、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、「退職給付に係る負債」として計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

主に10年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。

イ) 担保に供している資産

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産	
建物及び構築物	143,672千円
土地	606,841
計	750,513

ロ) 上記に対応する債務

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	491,666千円

2. 保証債務

連結会社以外の会社の営業取引について、次のとおり債務保証を行っております。

当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
(株)ジー・コミュニケーション	85,802千円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
役員報酬	89,151千円
給料及び手当	5,930,556
水道光熱費	1,446,934
地代家賃	2,741,265
減価償却費	439,438
のれん償却費	32,120
賞与引当金繰入額	55,208
退職給付費用	2,271
貸倒引当金繰入額	280

2. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
建物及び構築物	17,554千円
土地	502
その他	1,062
計	19,119

3. 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
付随費用	938千円

4. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
建物及び構築物	7,667千円
その他	76
計	7,744

5. 減損損失

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額(千円)
店舗及び校舎	建物及び構築物等	三重県四日市市他36件	275,328
賃貸資産	土地	神奈川県横須賀市他1件	6,882
遊休資産	建物及び構築物	静岡県榛原郡	17,800
計			300,011

当社グループは減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。また、本社等につきましては、全社資産としてグルーピングしております。

店舗及び賃貸資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、また、遊休資産については今後の使用見込みがない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(減損損失の内訳)

種類	金額(千円)
建物及び構築物	265,283
土地	6,882
有形固定資産その他	22,769
無形固定資産その他	5,075
計	300,011

資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しており、割引率は5.7%を使用しておりますが、遊休資産の回収可能価額は、処分見込価額を基に算定した正味売却価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
発行済株式				
普通株式(注)1	74,364	94,005		168,369
自己株式				
普通株式(注)2	1	0		2

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加94,005千株は、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの合併に伴い新たに発行された株式であります。

(注) 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回転換社債型新株予約権付社債(注)2.3	普通株式	3,293,413	46,989 (159,066)		3,340,402 (159,066)	
	第6回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428,571			11,428,571	
	第7回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428,571			11,428,571	
	第8回転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,428,571			11,428,571	
	第9回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式		6,896,551		6,896,551	
	第10回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式		6,896,551		6,896,551	
	第11回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式		6,896,551		6,896,551	
	第12回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式		7,334,963		7,334,963	
	第13回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式		7,334,963		7,334,963	
	第14回転換社債型新株予約権付社債(注)4	普通株式		7,334,963		7,334,963	
	ストック・オプションとしての新株予約権(注)5						
合計			37,579,126	42,741,531 (159,066)		80,320,657 (159,066)	

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しておりません。
2. 自己新株予約権については、(外書き)により表示しており、第1回転換社債型新株予約権付社債の自己新株予約権としての取得による増加であります。
3. 第1回転換社債型新株予約権付社債の増加は、行使価額の修正に伴う増加であります。
4. 第9回、第10回、第11回、第12回、第13回及び第14回の転換社債型新株予約権付社債の増加は、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの合併に伴い発行された転換社債型新株予約権付社債であります。
5. スtock・オプションとしての新株予約権は、平成21年8月1日に合併した株式会社グローバルアクトの合併期日前の新株予約権者に対して、同日付で新株予約権を割当交付したことによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	84,183	0.5	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	2,760,914千円
現金及び現金同等物	2,760,914

2. 重要な非資金取引の内容

合併した会社より承継した資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度に合併した株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいより承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。また、合併により増加した資本剰余金は、3,196,512千円であります。

流動資産	449,581千円
固定資産	7,233,596
資産合計	7,683,177千円
流動負債	2,351,154千円
固定負債	2,335,510
負債合計	4,686,664千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	29,834千円
1年超	91,274千円
合計	121,108千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、外食店舗の運営を中心に事業を行っており、それらの設備投資計画に照らして、必要な資金(主に借入や社債発行)を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び差入保証金は、主に営業店舗用の土地・建物の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金、関係会社短期借入金及び新株予約権付社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年後であります。

このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金及び保証金については、契約に際しては、相手先の信用状況を十分検討した上で意思決定を行うとともに、定期的に信用調査等を行い、信用状況を把握する体制としております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2.参照）

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,760,914	2,760,914	
(2) 受取手形及び売掛金	347,809	347,809	
貸倒引当金(*)	5,925	5,925	
	341,883	341,883	
(3) 敷金及び差入保証金	926,914	927,704	790
資産計	4,029,712	4,030,502	790
(1) 買掛金	890,735	890,735	
(2) 短期借入金	491,666	491,666	
(3) 関係会社短期借入金	1,909,000	1,909,000	
(4) 新株予約権付社債(1年内償還予定の新株予約権付社債を含む)	3,278,869	3,298,666	19,796
負債計	6,570,271	6,590,068	19,796

(*) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 新株予約権付社債

元利金の合計額を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	
非上場株式	23,172
自己新株予約権付社債	13,425
敷金及び保証金	3,689,921

上記については、市場価格がなく、かつ合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,760,914			
受取手形及び売掛金	347,809			
敷金及び保証金	146,168	504,211	258,999	17,534
合計	3,254,893	504,211	258,999	17,534

4. 社債、新株予約権付社債、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	491,666					
関係会社短期借入金	1,909,000					
新株予約権付社債	330,000					3,000,000
リース債務	13,836	3,934	1,554	1,554	1,554	259
合計	2,744,502	3,934	1,554	1,554	1,554	3,000,259

(注) 新株予約権付社債の返済予定額は、額面金額で記載しております。

(退職給付関係)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、給与体系の改定に伴い平成18年3月31日付で退職給付制度を廃止いたしました。

退職一時金につきましては、平成18年3月31日までの在職期間に対する退職金を算定し、本人退職時まで支払いを留保いたしております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	52,943 千円
勤務費用	2,271
退職給付の支払額	6,002
退職給付債務の期末残高	44,670

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付債務に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	44,670 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	44,670
退職給付に係る負債	44,670
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	44,670

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の内訳の金額

勤務費用	2,271 千円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,271

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費	

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年度ストック・オプション (注) 1
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 7,500株 (注) 2
付与日	平成21年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておらず、付与と同時に権利が確定いたします。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成21年8月1日 至平成28年3月31日

(注) 1. 平成21年8月1日に合併した株式会社グローバルアクトの合併期日前の新株予約権者に対して、同日付で、当社の新株予約権を割当交付いたしました。

(注) 2. 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成21年度ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	7,500
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	7,500

単価情報

	平成21年度ストック・オプション

権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	137,042千円
未払事業税	3,914千円
未払事業所税	6,614千円
賞与引当金	21,390千円
店舗閉鎖損失引当金	3,216千円
前受金	280,629千円
減損損失	1,437,740千円
退職給付に係る負債	16,559千円
資産除去債務	301,594千円
繰越欠損金	2,096,884千円
その他	47,486千円
繰延税金資産小計	4,353,073千円
評価性引当額	2,978,951千円
繰延税金資産合計	1,374,122千円
繰延税金負債	
資産除去債務(未償却残高)	68,827千円
合併受入資産評価益	4,619千円
その他	2,552千円
繰延税金負債合計	75,999千円
繰延税金資産の純額	1,298,122千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	39.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.7%
住民税均等割等	18.2%
評価性引当額の増減額	92.5%
税率変更による影響額	1.9%
合併により発生したのれんの償却額	2.5%
その他	2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当連結会計年度における減資により資本金が1億円以下となり、中小法人等の法人税率が適用されるとともに欠損金の繰越控除にかかる制限の適用がなくなりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について38.0%から37.1%に、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について35.6%から37.1%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が180,871千円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額は同額減少しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：株式会社ジー・ネットワークス、株式会社さかい及び当社の飲食店舗運営事業

事業の内容：飲食店運営

(2) 企業結合日

平成25年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

統合3社を分割会社とし、3社が共同で設立する株式会社クック・オペレーションを新設会社とする共同新設分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社クック・オペレーション（当社の連結子会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

統合3社が営んできた飲食事業のうち、直営の飲食店舗運営事業については、消費者の志向・ライフスタイルの変化やトレンド、競合店の状況等を的確に掴み、環境変化に柔軟に対応するため、本件分割により設立する事業運営子会社に対して権限委譲を行い、機動的かつ柔軟な意思決定と業務執行を目指すこととしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の兄弟会社である株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかい

事業の内容：主に外食店舗のFC事業及び教育事業

(2)企業結合日

平成25年8月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を合併存続会社、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかい（当社の兄弟会社）を合併消滅会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

株式会社ジー・テイスト（当社）

(5)その他取引の概要に関する事項

株式会社ジー・ネットワークス、株式会社さかい及び当社の経営統合により、全国的な仕入・物流を含む取引関係等の1本化を進め、また総合的な経営・管理体制を構築し、経営資源の集中と効率化による競争力の強化・売上の拡大と収益率の向上を図ることとしました。

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

店舗・校舎及び店舗・校舎用敷地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該建物の耐用年数と見積り、割引率は0.076%から2.294%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	536,854 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,249
合併に伴う増加額	254,835
時の経過による調整額	12,547
資産除去債務の履行による減少額	7,628
履行義務の免除等による振替額	10,277
期末残高	<u>813,580</u>

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の店舗及びオフィスビル(土地を含む。)を有しております。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は83,429千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			期末時価 (千円)
期首残高	期中増減額	期末残高	
316,143	1,323,473	1,639,617	1,501,598

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は、合併に伴う賃貸等不動産の増加(902,117千円)及び賃貸等不動産への振替(611,543千円)であり、減少は、賃貸用のオフィスビルから本社ビルへの振替(188,768千円)であります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、全セグメントに占める外食事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客の売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社グループは、全セグメントに占める外食事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。なお、当連結会計年度の減損損失は300,001千円であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社グループは、全セグメントに占める外食事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。なお、当連結会計年度ののれんの償却額は32,120千円、未償却残高は167,137千円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)ジー・コ ミュニケー ション	名古屋市 北区	10,000	グルー プ ホー ルデ ィン グ会 社、 コン サル ティ ング 事 業	(被所有) 直接 46.00	資金の 援助 経営指 導 役員 の 兼務	食材の仕入 (注) 2	3,219,369	買掛金	590,707
							事務管理手数料 の受取(注) 2	27,584	流動資産 その他	3,515
							財務アドバイ ザリー手数料 の支払(注) 2	77,272	未払金	8,590
							店舗施工代 の支払(注) 2	262,829	未払金	17,783
							資金の借入 (注) 2		関係会社 短期借入金	1,909,000
							借入利息の支 払(注) 2	21,274	未払金	
						被債務保証 (注) 3	491,666			
親会社	(株)クックイ ンベンチャー	兵庫県 加古郡	5,500	グルー プ ホー ルデ ィン グ会 社	(被所有) 間接 46.00	経営指 導 役員 の 兼務	被債務保証 (注) 3	491,666		
親会社	(株)神戸物産 (注) 5	兵庫県 加古郡	64,000	業務用食材 等の製造、 卸売及び小 売業	(被所有) 直接 16.55 間接 46.00	資金の 援助	新株予約権付 社債の引受け (注) 2 6		新株予約権 付社債	2,948,869

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

食材仕入、店舗施工代に係る価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

事務管理手数料については、当社における発生コスト等を勘案して、交渉の上決定しております。

財務アドバイザリー手数料については、持株会社である親会社における運営費用及び一般的な信用保証料等を参考にして、交渉の上決定しております。

資金の借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

新株予約権付社債の発行条件は、当社株式の市場価格を勘案して合理的に決定しております。

3. 当社の銀行借入に対して、(株)ジー・コミュニケーション、(株)クックイノベーション及び子会社(株)クック・オペレーションから債務保証を受けております。

4. (株)クックイノベーションは、当社親会社の(株)ジー・コミュニケーションの全株式を所有しているため、当社の親会社に該当いたします。

5. (株)神戸物産は、当社親会社の(株)クックイノベーションの議決権の18.9%を保有しており、平成25年5月21日付で、実質上の支配関係にあるとして、同社を連結子会社として連結の範囲に含めることとしたため、当社の親会社に該当いたします。

6. 新株予約権付社債には、平成25年8月1日付における兄弟会社（旧(株)ジー・ネットワークス及び旧(株)さかい）との合併に伴い、承継されたものが1,769,321千円含まれております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	㈱ジー・ネットワークス (注) 3	山口県 山陽 小野田市		外食店舗の直営及びFC事業、食品加工事業等		商品・サービスの売買取引	合併に伴う資産の受入	3,897,149		
							合併に伴う負債の受入	2,307,342		
同一の親会社を持つ会社	㈱さかい (注) 3	名古屋市 北区		外食店舗の直営及びFC事業		商品・サービスの売買取引	合併に伴う資産の受入	3,786,028		
							合併に伴う負債の受入	2,379,322		
同一の親会社を持つ会社	ビー・サプライ㈱(注) 4	東京都 豊島区		食品商社		店舗食材の仕入等 (注) 2	食材の仕入	828,193	買掛金	212,830

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
食材の仕入に係る価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
3. 平成25年8月1日付で、当社及び兄弟会社(旧㈱ジー・ネットワークス及び旧㈱さかい)との間で、当社を存続会社とする吸収合併を実施いたしました。
上記の取引金額は合併により受入れた資産及び負債の総額を記載しております。
なお、当該合併の詳細については、「注記事項(企業結合等関係)」に記載しております。
4. ビー・サプライ㈱は、平成25年8月1日付で㈱ジー・コミュニケーションに吸収合併されております。上記の取引金額は平成25年4月1日から平成25年7月31日までの取引金額を、期末残高には平成25年7月末時点での残高を記載しております。

(3) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注) 1	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	NOVAホールディングス㈱(注) 3、4	東京都 中央区	80,000	コンサルティング業 英会話・学習塾事業	なし	英会話教室及び学習塾(フランチャイジー)	フランチャイズ料及び諸経費分担金等 (注) 2、5	133,055	売掛金	53,653
							取引保証金 (注) 2	66,512	敷金及び保証金	385,364
	セントラルデザイン㈱(注) 3	名古屋市 中区	30,000	各種広告物制作 店舗デザイン、店舗施工等	なし	店舗及び校舎の備品購入等	店舗及び校舎の消耗品等(注) 2	120,869	未払金	16,118

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社は、NOVAホールディングス㈱と英会話教室及び学習塾にかかるフランチャイズ契約を締結しており、フランチャイズ料、諸経費分担金等及び取引保証金については、フランチャイズ契約において決定しております。
セントラルデザイン㈱から当社グループが運営する直営又はFCの店舗及び校舎にかかる消耗品等を購入しております。価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。
3. NOVAホールディングス㈱及びセントラルデザイン㈱については、当社代表取締役副社長の稲吉史泰の兄である稲吉正樹氏が議決権の過半数を所有しております。
4. NOVAホールディングス㈱は、平成25年9月1日より自分未来アソシエイト㈱から社名を変更しております。
5. 英会話教室及び学習塾における会員、生徒からの入会金及び授業料等は、NOVAホールディングス㈱が代金回収を行い、フランチャイズ料及び諸経費分担金等を控除の上、当社に返還される仕組みになっております。上記の売掛金残高は、期末時点における入会金及び授業料等の同社からの未返還金額であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ジー・コミュニケーション(非上場)

株式会社クックイノベーション（非上場）

株式会社神戸物産（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	51.82円
1株当たり当期純利益金額	4.82円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	3.30円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	659,442
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	659,442
期中平均株式数(千株)	136,946
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	9,894
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))	(5,815)
(うち社債発行差金の償却額(税額相当額控除後)(千円))	(4,078)
普通株式増加数(千株)	66,039
(うち新株予約権(千円))	(7)
(うち転換社債型新株予約権付社債(千円))	(66,031)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	

(重要な後発事象)

1. スtock・オプション(新株予約権)の発行

当社は、平成26年4月23日付当社取締役会にて、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権(Stock・オプション)を当社の取締役、監査役及び従業員に対して有償発行することを決議し、同年5月16日付で発行しております。

また、平成26年6月25日開催の第55回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、株式報酬型Stock・オプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議しております。

なお、詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(9)Stockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

2. 自己株式の取得

当社は、平成26年5月14日付取締役会にて、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本効率の遂行を図るため

(2) 取得の内容

取得する株式の種類 当社普通株式
取得する株式の総数 8,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.75%)
株式の取得価額の総額 1,000,000千円(上限)
取得期間 平成26年5月15日から平成26年7月15日まで

なお、平成26年5月15日から平成26年5月31日にかけて株式会社東京証券取引所において買受けた自己株式は、受渡ベースで普通株式1,886,500株、取得価額の総額は244,919千円であります。

3. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使について

当連結会計年度終了後、平成26年6月20日までに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株への転換が行われました。その概要は次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債の減少額	150,000千円
資本金の増加額	75,000千円
資本準備金の増加額	75,000千円
増加した株式の種類及び株数	普通株式 1,590,661株

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限	
(株)ジー・ テスト	第1回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成21年 8月31日	330,000	330,000 (330,000)	3.00	無担保社債	平成26年 8月29日	
	第6回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 3月18日	392,040	393,182		無担保社債	平成32年 3月18日	
	第7回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 3月18日	392,040	393,182		無担保社債	平成32年 3月18日	
	第8回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 3月18日	392,040	393,182		無担保社債	平成32年 3月18日	
	第9回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 8月1日		294,886		無担保社債	平成32年 3月18日	
	第10回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 8月1日		294,886		無担保社債	平成32年 3月18日	
	第11回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 8月1日		294,886		無担保社債	平成32年 3月18日	
	第12回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 8月1日		294,886		無担保社債	平成32年 3月18日	
	第13回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 8月1日		294,886		無担保社債	平成32年 3月18日	
	第14回無換 担保転換新 社債型約権 株予約付社債	平成25年 8月1日		294,886		無担保社債	平成32年 3月18日	
	合計			1,506,122	3,278,869 (330,000)			

(注) 1.()内は1年以内の償還予定額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回
発行すべき株式の内容	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償	無償
株式の発行価格(円)	94.3	35.0	35.0	35.0	43.5	43.5	43.5	40.9	40.9	40.9
発行価額の総額(千円)	600,000	400,000	400,000	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	255,000									
新株予約権の付与割合(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日至平成26年8月28日	自平成25年4月1日至平成32年3月18日	自平成25年4月1日至平成32年3月18日	自平成26年3月18日至平成32年3月18日	自平成25年8月1日至平成32年3月18日	自平成25年8月1日至平成32年3月18日	自平成25年3月18日至平成32年3月18日	自平成25年8月1日至平成32年3月18日	自平成25年8月1日至平成32年3月18日	自平成26年3月18日至平成32年3月18日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の金額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
330,000				

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金		491,666	1.1	
関係会社短期借入金	624,000	1,909,000	1.5	
1年以内に返済予定のリース債務	12,817	13,836	13.5	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	8,029	8,855	13.5	平成27年7月~平成31年5月
合計	644,847	2,423,357		

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
リース債務	3,934	1,554	1,554	1,554

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)		9,529,478	16,916,275	23,737,497
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)		278,091	570,435	512,360
四半期(当期)純利益金額 (千円)		657,018	862,706	659,442
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)		6.22	6.81	4.82

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額()(円)		3.15	1.22	1.21

(注) 当社は、当第2四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,367,297	2,238,784
受取手形	³ 12,430	2,400
売掛金	253,005	345,409
売上預け金	¹ 55,579	¹ 117,105
商品及び製品	10,142	79,672
仕掛品	-	2,047
原材料及び貯蔵品	112,398	204,515
前払費用	210,364	343,766
繰延税金資産	206,278	408,019
その他	35,468	253,869
貸倒引当金	4,390	13,957
流動資産合計	⁵ 2,258,574	⁵ 3,981,633
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,980,390	² 3,659,542
構築物	123,252	221,921
機械及び装置	17,000	38,862
車両運搬具	82	105
工具、器具及び備品	86,561	260,880
土地	1,942,825	² 4,558,347
リース資産	7,830	35,900
有形固定資産合計	4,157,942	8,775,560
無形固定資産		
のれん	199,257	167,137
借地権	26,179	90,971
ソフトウェア	10,237	19,877
その他	29,452	59,864
無形固定資産合計	265,127	337,849
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	36,598
関係会社株式	-	300,000
出資金	4,840	4,740
長期貸付金	5,330	108,667
破産更生債権等	128,364	244,148
長期前払費用	49,168	71,545
繰延税金資産	603,019	890,102
敷金及び差入保証金	2,662,010	4,616,835
その他	44,495	42,452
貸倒引当金	163,915	376,310
投資その他の資産合計	⁵ 3,343,312	⁵ 5,938,781
固定資産合計	7,766,383	15,052,190
資産合計	10,024,957	19,033,824
負債の部		
流動負債		
買掛金	451,315	890,735
短期借入金	-	² 491,666
関係会社短期借入金	624,000	1,909,000

1年内償還予定の新株予約権付社債	-	330,000
リース債務	12,817	13,836
未払金	412,800	475,686
未払費用	392,306	751,920
未払法人税等	100,950	-
未払消費税等	6,244	-
前受金	413,071	812,290
預り金	37,070	34,356
前受収益	748	801
賞与引当金	53,919	19,043
店舗閉鎖損失引当金	-	8,676
資産除去債務	-	2,128
その他	17,482	13,073
流動負債合計	5 2,522,727	5 5,753,214
固定負債		
新株予約権付社債	1,506,122	2,948,869
リース債務	8,029	8,855
預り敷金及び保証金	501,884	698,181
退職給付引当金	52,943	44,670
資産除去債務	536,854	811,451
その他	27,110	13,540
固定負債合計	5 2,632,944	5 4,525,569
負債合計	5,155,672	10,278,784
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,785,195	100,000
資本剰余金		
資本準備金	1,848,494	100,000
その他資本剰余金	827,123	7,457,326
資本剰余金合計	2,675,617	7,557,326
利益剰余金		
利益準備金	78,085	78,085
その他利益剰余金		
別途積立金	860,000	860,000
繰越利益剰余金	529,493	159,806
利益剰余金合計	408,591	1,097,891
自己株式	120	178
株主資本合計	4,869,285	8,755,039
純資産合計	4,869,285	8,755,039
負債純資産合計	10,024,957	19,033,824

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上高	1 15,503,770	1 8,313,240
売上原価	1 5,427,527	1 3,184,757
売上総利益	10,076,242	5,128,483
販売費及び一般管理費	1,2 9,301,497	1,2 4,346,508
営業利益	774,745	781,975
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	8,017	8,851
負ののれん償却額	16,069	-
業務受託料	-	101,534
雑収入	27,278	12,171
営業外収益合計	1 51,366	1 122,557
営業外費用		
支払利息	51,553	21,973
社債利息	10,314	16,277
支払保証料	15,803	-
支払手数料	-	77,272
雑損失	18,377	3,056
営業外費用合計	1 96,048	1 118,579
経常利益	730,063	785,953
特別利益		
固定資産売却益	-	19,119
移転補償金	41,000	-
特別利益合計	41,000	19,119
特別損失		
固定資産売却損	-	938
固定資産除却損	1,298	7,041
店舗閉鎖損失	41,527	21,581
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	8,676
減損損失	315,686	300,011
投資有価証券評価損	416	-
関係会社事業損失	2,997	-
課徴金等	130,808	-
特別損失合計	492,735	338,248
税引前当期純利益	278,327	466,824
法人税、住民税及び事業税	106,709	60,232
法人税等調整額	43,644	282,708
法人税等合計	150,354	222,476
当期純利益	127,973	689,300

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費					
1. 合併による原材料受入高		-		4,808	
2. 当期原材料仕入高		-		240,056	
合計		-		244,865	
3. 期末原材料棚卸高		-		1,905	
差引合計		-	-	242,959	62.8
労務費		-	-	58,426	15.1
経費	1	-	-	85,640	22.1
当期総製造費用		-	-	387,026	100.0
合併による仕掛品受入高		-		3,500	
期末仕掛品棚卸高		-		2,047	
当期製品製造原価	2	-		388,478	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
	減価償却費 8,013
	消耗品費 52,848
	水道光熱費 19,075

2 当期製品製造原価と売上原価の調整表

区分	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
当期製品製造原価	-	388,478
合併による製品受入高	-	57,455
合計	-	445,934
期末製品たな卸高	-	45,558
外食事業製品売上原価	-	400,376
外食事業売上原価	4,628,193	1,343,708
その他売上原価	799,333	1,440,671
売上原価	5,427,527	3,184,757

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、組別総合原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	1,785,195	1,848,494	827,123	2,675,617	78,085	860,000	657,467
当期変動額							
当期純利益							127,973
自己株式の取得							
当期変動額合計							127,973
当期末残高	1,785,195	1,848,494	827,123	2,675,617	78,085	860,000	529,493

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	利益剰余金 合計			
当期首残高	280,617	92	4,741,338	4,741,338
当期変動額				
当期純利益	127,973		127,973	127,973
自己株式の取得		27	27	27
当期変動額合計	127,973	27	127,946	127,946
当期末残高	408,591	120	4,869,285	4,869,285

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	1,785,195	1,848,494	827,123	2,675,617	78,085	860,000	529,493
当期変動額							
減資	1,685,195		1,685,195	1,685,195			
準備金の減少		1,748,494	1,748,494				
当期純利益							689,300
合併による増加			3,196,512	3,196,512			
自己株式の取得							
当期変動額合計	1,685,195	1,748,494	6,630,202	4,881,708			689,300
当期末残高	100,000	100,000	7,457,326	7,557,326	78,085	860,000	159,806

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	利益剰余金 合計			
当期首残高	408,591	120	4,869,285	4,869,285
当期変動額				
減資				
準備金の減少				
当期純利益	689,300		689,300	689,300
合併による増加			3,196,512	3,196,512
自己株式の取得		58	58	58
当期変動額合計	689,300	58	3,885,754	3,885,754
当期末残高	1,097,891	178	8,755,039	8,755,039

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料（工場）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品・原材料

一括購入分

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

都度購入分

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～31年
構築物	10～20年
工具、器具 及び備品	5～10年

また、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

のれんについては、主に10年間で均等償却する方法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度の廃止日（平成18年3月31日）における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職一時金制度の退職金未払額は、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取り扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込み額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 売上預け金

売上代金のうち、ショッピングセンター等の店舗賃貸人に預けているものであります。

2. 担保に供している資産

担保に提供している資産

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産		
建物	千円	143,672千円
土地	千円	606,841千円
計	千円	750,513千円

上記資産は、下記の債務の担保に供しております。

短期借入金	千円	491,666千円
-------	----	-----------

3. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
受取手形	9,830千円	千円

4. 保証債務

下記の会社の営業取引について、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(株)ジー・コミュニケーション	千円	85,802千円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く。)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	1,256千円	38,447千円
長期金銭債権	53,717千円	74,069千円
短期金銭債務	29,120千円	763,359千円
長期金銭債務	624,000千円	2,948,869千円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	2,400千円	1,116,188千円
仕入高	328千円	3,233,877千円
その他の営業取引高	69,855千円	554,060千円
営業取引以外の取引高	641,449千円	442,960千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	53,657千円	89,151千円
給与手当	4,027,142	1,469,881
地代家賃	1,848,347	634,415
水道光熱費	846,973	273,079
支払手数料	265,652	264,921
減価償却費	237,988	439,438
賞与引当金繰入額	46,042	16,255
貸倒引当金繰入額	12,017	280
のれん償却額	39,615	32,120

(注) 「消耗品費」は「販売費及び一般管理費」の総額の100分の10未満となりましたので、当事業年度より注記しておりません。また、この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の当該費目及び金額につきましても注記しておりません。

おおよその割合

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費	47.3%	5.3%
一般管理費	52.7%	94.7%

(有価証券関係)

前事業年度(平成25年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

2. その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額10,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度において、従来関係会社株式として保有していた株式をその他有価証券に変更しております。これは、株式の一部売却に伴い、持分比率が減少したため、変更したものであります。この結果、投資有価証券が9,584千円増加しております。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (平成26年3月31日)
子会社株式	300,000千円
関連会社株式	-
計	300,000千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(1) 流動資産		
繰延税金資産		
貸倒引当金	60,006千円	137,042千円
未払事業税	10,511千円	千円
未払事業所税	6,489千円	573千円
賞与引当金	20,467千円	7,059千円
店舗閉鎖損失引当金	千円	3,216千円
前受金	137,929千円	280,629千円
減損損失	661,677千円	1,437,740千円
退職給付引当金	18,842千円	16,559千円
資産除去債務	191,066千円	301,594千円
繰越欠損金	1,739,494千円	2,096,884千円
その他	36,644千円	44,990千円
繰延税金資産小計	2,883,131千円	4,326,290千円
評価性引当額	2,029,693千円	2,952,168千円
繰延税金資産合計	853,438千円	1,374,122千円
繰延税金負債		
資産除去債務(未償却残高)	39,704千円	68,827千円
合併受入資産評価益	4,435千円	4,619千円
その他	千円	2,552千円
繰延税金負債合計	44,139千円	75,999千円
繰延税金資産の純額	809,298千円	1,298,122千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0 %	39.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない 項目	18.6 %	8.4%
住民税均等割等	30.0 %	13.6%
評価性引当額の増減額	33.2 %	107.3%
税率変更による影響額	10.3 %	2.5%
合併により発生したのれんの償却額	9.5 %	2.7%
その他	1.4 %	2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.0 %	47.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度における減資により資本金が1億円以下となり、中小法人等の法人税率が適用されるとともに欠損金の繰越控除にかかる制限の適用がなくなりました。また、「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について38.0%から37.1%に、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について35.6%から37.1%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が180,871千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額は同額減少しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1. スtock・オプション（新株予約権）の発行

当社は、平成26年4月23日付当社取締役会にて、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（Stock・オプション）を当社の取締役、監査役及び従業員に対して有償発行することを決議し、同年5月16日付で発行しております。

また、平成26年6月25日開催の第55回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、株式報酬型Stock・オプションとして新株予約権を無償発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議しております。

なお、詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（9）Stockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

2. 自己株式の取得

当社は、平成26年5月14日付取締役会にて、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本効率の遂行を図るため

(2) 取得の内容

取得する株式の種類 当社普通株式

取得する株式の総数 8,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.75%）

株式の取得価額の総額 1,000,000千円（上限）

取得期間 平成26年5月15日から平成26年7月15日まで

なお、平成26年5月15日から平成26年5月31日にかけて株式会社東京証券取引所において買受けた自己株式は、受渡ベースで普通株式1,886,500株、取得価額の総額は244,919千円であります。

3. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使について

当事業年度終了後、平成26年6月20日までに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株への転換が行われました。その概要は次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債の減少額	150,000千円
資本金の増加額	75,000千円
資本準備金の増加額	75,000千円
増加した株式の種類及び株数	普通株式 1,590,661株

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末 残高(千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産	建物	1,980,390	2,293,634	264,633 (243,309)	349,849	3,659,542	10,426,112
	構築物	123,252	154,268	22,355 (21,974)	33,243	221,921	1,295,451
	機械及び装置	17,000	34,354	1,903 (1,903)	10,589	38,862	502,785
	車両運搬具	82	55	4 (0)	28	105	28,723
	工具、器具及び備品	86,561	296,334	21,751 (20,866)	100,263	260,880	2,619,050
	土地	1,942,825	2,635,491	19,970 (6,882)		4,558,347	
	リース資産	7,830	34,395		6,325	35,900	73,564
	計	4,157,942	5,448,535	330,618 (294,936)	500,299	8,775,560	14,945,688
無形固定資産	のれん	199,257			32,120	167,137	531,013
	借地権	26,179	66,351	1,464 (1,464)	96	90,971	2,329
	ソフトウェア	10,237	17,914	2,591 (2,591)	5,682	19,877	94,772
	その他	29,452	31,818	1,019 (1,019)	387	59,864	14,867
	計	265,127	116,084	5,075 (5,075)	38,287	337,849	642,982

(注) 1. 建物の当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

国産牛しゃぶしゃぶ・鶏料理 稲美 岡山青江店 43,537千円
とりあえず吾平 富山砺波店 29,709千円

なお、当期増加額には、株式会社ジー・ネットワークス及び株式会社さかいとの合併により、建物1,960,888千円、構築物127,357千円、機械及び装置18,092千円、車両運搬具55千円、工具、器具及び備品189,833千円、土地2,635,491千円、リース資産34,395千円、借地権66,351千円、ソフトウェア9,914千円、無形固定資産その他31,818千円の増加額を含んでおります。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、当期の減損損失計上額を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	168,306	256,398	34,437	390,268
賞与引当金	53,919	37,563	72,439	19,043
店舗閉鎖損失引当金		8,676		8,676

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.g-taste.co.jp
株主に対する特典	毎年3月末日時点における株主名簿に記載された株主に対し、以下の基準により株主優待券を贈呈する。 2,000株以上の株主：一律1,500円相当額 5,000株以上の株主：一律4,000円相当額 10,000株以上の株主：一律12,000円相当額 全株主：20%割引券12枚

(注) 当社の定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名 株式会社クックイノベーション及び株式会社ジー・コミュニケーション

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第54期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日東北財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月27日東北財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第55期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月14日東北財務局長に提出

（第55期第2四半期）（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月14日東北財務局長に提出

（第55期第3四半期）（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月14日東北財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成25年6月28日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成25年10月10日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成26年5月14日東北財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（特別損失の発生）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（組織再編成に伴う新株予約権の発行）及びその添付書類

平成25年6月6日東北財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年7月4日東北財務局長に提出

平成25年6月6日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(7) 自己株券買付状況報告書

平成26年6月13日東北財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

株式会社ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 井 博 生

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 平 豊

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイスト及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年4月23日開催の取締役会において、役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行することを決議し、同年5月16日付で発行している。

また、平成26年6月25日開催の第55回定時株主総会において、役員及び従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を無償発行することを決議している。

2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議し、実施している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、転換社債型新株予約権付社債の権利行使による増資が行われている。上記事項は、いずれも当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジー・テイストの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジー・テイストが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月26日

株式会社ジー・テイスト
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 井 博 生

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 平 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・テイストの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・テイストの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年4月23日開催の取締役会において、役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行することを決議し、同年5月16日付で発行している。
また、平成26年6月25日開催の第55回定時株主総会において、役員及び従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を無償発行することを決議している。
 - 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議し、実施している。
 - 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、転換社債型新株予約権付社債の権利行使による増資が行われている。
- 上記事項は、いずれも当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。